

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第 63 号 (令和 3 年 8 月 3 日認定決定)

四国労働金庫 (高松市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定を受けることができます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組

◆労働者数 472人(うち女性247人) ◆計画期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日

[両立支援に関する取組および制度]

- 所定外労働の制限は子どもが小学校就学前まで利用できます。
- 育児短時間勤務は子どもが小学校就学前まで利用できます。
- 本人または配偶者の妊娠の報告があった職員に、育児に関する制度について独自のリーフレットを送付し、周知しました。
- 育児休業中の職員に通信教育ガイドや庫内報等を郵送し、育児休業取得者が職場復帰しやすい環境の整備を行いました。

[働き方の見直しに資する労働条件整備の取組]

- 時間外労働を削減するため、時間外労働計画時間を1か月35時間以内とする独自のガイドラインを作成しました。
- 年次有給休暇の取得促進のための措置として計画年休取得制度の取得率向上に取り組み、組合員は全員12日以上取得しました。

[育児休業取得率]

- 計画期間中の女性労働者の育児休業取得率は100%でした。
- 計画期間中に育児休業を取得した男性労働者は3名でした。
また、対象者32名全員が配偶者出産休暇を利用しました。

企業からひとこと

四国労働金庫では、全職員が仕事と子育てを両立させながら、能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境をつくることを目標にさまざまな角度から取組をおこなっています。



男性管理職・育児休職者第1号です。
その後、同職場で2名の男性労働者が育児休職を取得しました。

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 2F

香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>